

第八十四回国 参議院内閣委員会 會議録第七号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

午前十時三十一分開議

委員の異動

四月十二日

辞任

降矢 敬義君

補欠選任

堀江 正夫君

四月十三日

辞任

竹内 潔君

補欠選任

植木 光教君

四月十四日

辞任

山崎 昇君

補欠選任

竹内 潔君

植木 光教君

野口 忠夫君

山崎 昇君

出席者は左のとおり。

委員長 塚田十一郎君

理事 林 道君

原 文兵衛君

片岡 勝治君

井上 計君

委員 岡田 広君

源田 実君

斎藤栄三郎君

竹内 潔君

林 寛子君

堀江 正夫君

山崎 昇君

黒柳 明君

山中 郁子君

森田 重郎君

秦 豊君

國務大臣

國務大臣 熊谷太三郎君

政府委員

人事院事務総局 任用局長 今村 久明君

防衛庁長官官房 防衛審議官 上野 隆史君

科学技術庁長官官房長 半澤 治雄君

科学技術庁計画局長 大澤 弘之君

科学技術庁研究調整局長 園山 重道君

科学技術庁振興局長 杉浦 博君

科学技術庁原子力局長 山野 正登君

事務局側

常任委員会専門員 首藤 俊彦君

説明員

内閣総理大臣官房参事官 赤松 良子君

文部省大学局大 学課長 瀧澤 博三君

本日の會議に付した案件

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。熊谷科学技術庁長官。

○國務大臣(熊谷太三郎君) 科学技術庁設置法の

一部を改正する法律案につきまして提案理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、さきに政府の定めた筑波研究学園都市建設計画の線に沿いまして、科学技術庁の付属機関であります金属材料技術研究所の一部及び国立防災科学技術センターを筑波に移転するために必要な改正を行うものでありまして、その内容は次の二点であります。

第一は、金属材料技術研究所の一部であります新材料開発部門を筑波に移転するための改正でありまして、このため新たに「所要の地にその支所を設けることができる」旨の規定を加えることとしたものであります。

第二は、国立防災科学技術センターを筑波に移転するための改正でありまして、このため、その所在地につきこれを現在の「東京都」から「茨城県」に改めることとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。

金属材料技術はあらゆる産業や技術に深い関連を持ちその発展を支えるものであり、また、地震予知技術を初めとする防災科学技術は国民の生命及び財産を守るため欠くべからざるものでありまして、これら両機関はこの分野における総合的研究機関としてその一層の充実発展を図る必要がございます。慎重御審議の上、何とぞ速やかに御可決賜りますことをお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 まず初めに、今回の設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして、若干事務的に御尋ねをいたします。

まず最初に、科学技術庁関係で、いわゆる筑波研究学園都市の建設計画に基づいて移転をすでに終わり、あるいは今後もあると思っておりますけれども、科学技術庁関係のいわゆる筑波学園都市への移転計画の進捗状況といえますか、今回二つの施設が移転するわけでありまして、将来具体的にどういふ計画のもとにやるのか、また、その進捗状況はどういふふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(大澤弘之君) ちょっと手元に資料があれしませんが、正確な日付はちょっとあれでございますけれども、科学技術庁は、いささつから申しますと、筑波研究学園都市の建設を始めます当初から、いわゆる国立試験研究機関あるいは大学が一方所に集まりまして、そうしてこれからの新しい日本の科学技術の振興という面から見まして、そういう研究所が集まって、学際的な研究とか、いろいろな意味合いで集積して研究効果を高めていくということにつきましては大変効果がある、こういう判断でございまして、昭和三十年代の後半からこの研究学園都市の建設ということにつきましての企画にずっと参画いたしました。したがって、当初から科学技術庁の研究所で新しくできるものにつきましては、筑波研究学園都市に建設をしていこう、こういう構想でございました。

したがって、昭和四十四年か五年かと思いましたが、無機材質研究所というのが新たにできまして、これに筑波研究学園都市に最初から建設をするということでしたものもございまして、あるいは本日御願いをいたしております防災科学技術センターでございますが、これにつきましても、大型の設備を設置いたしますには、やはり筑波に設置をした方がよろしかろうということでございます。いわゆる大型降雨の実験装置、

あるいは地震の振動の実験装置等大型の設備につきましても、筑波にこれを初めから設置をしてきておるわけでございます。

それから、金属材料研究所につきましては、本日御審議をお願いしておるわけでございまして、東京の研究所はまだ新しくございまして、一部場所が足りない、新しい研究に対応するために場所が足りないというところでございまして、当初から筑波に用地の確保を図ってまいりまして、最近建設が進んでその支部を建設をする、こういう状況になってきておるわけでございまして。

したがって、あと当庁の研究所といましては、放射線医学研究所、これは千葉県稲毛にございまして。それから、航空宇宙技術研究所、これは三鷹にございまして。これらの研究所は、科学技術庁は設立が新しいものでございまして、昭和三十年代の設立でございますので、その設備もずつと新しくなっておりますし、用地も一応確保されているというふうなことから移転の計画はございません。

そんな状況でございまして、先生のいまの御質問にお答えいたしますと、一応今度の設置法の改正で、科学技術庁としては当面の移転の計画は全部終了する、こういう予定になろうかと思っております。

○片岡勝治君 今度の移転の中で、国立防災科学技術センターがこれで完全に移転をするわけでありますが、いろいろこの資料を拜見させていただきまして、もう建物は去年できて実質的にこちらの方に移っているんじゃないですか、本館なども去年できておるようですね、その点ちょっと実情をお伺いしたい。

○政府委員(國山重道君) 御説明いたします。先生御指摘のとおり、また、ただいま計画局長から御説明いたしましたように、防災科学技術センターにつきましては、三十八年に設立したわけでございますが、これは現在銀座の通産省の工業品検査所でございますが、このビルに間借りをしておられて、当初から、先ほど説明のとおり、

大型の施設につきましては筑波センターに建設してきたところでございまして、今回本館につきましても昨年完成いたしました準備は整っておりますのでございまして。ただ、防災科学技術センターにつきましては、この設置法の趣旨にもございまして、各防災関係の試験研究機関に対しまして大型の施設を共用するとか、あるいはこの基礎的研究を行うというふうなことでございまして、非常にこれらの機関との関係が密接にございまして、具体的に申し上げますと、防災関係の筑波に移ります機関は、農林省の土木試験場、林業試験場、それから建設省の国土地理院、土木研究所、建築研究所、それから農林省の農業技術研究所、さらに通産省の地質調査所、あるいは気象庁の気象研究所というのがございます。このうち農林省の農業土木試験場、林業試験場は五十二年度に移転しておられますが、そのほかの機関が五十三年度から五十四年度にかけて移転されるということになりましたので、防災センターといまして、この際五十三年度に、筑波にできております本拠に現在の銀座にございまして、本館も移しまして全体を筑波に移転したい、このように考えた次第でございまして。

○片岡勝治君 本館はもう去年できておるわけでしょう、本館はね。ですから、事務的におかれたというならそれはわかるわけでありませうけれども、本館がすでにすべてできておるのに、なぜ改めてそつち一年もおくられて移転しなきゃならぬのか、ちよつとこの理由がわからないんですかね。本館ができて、建物ができておるなら、さつと行つていいところで大いに能率を上げたいんじゃないかというふうな考えられるんですが、実際は、もう向こうへはとんど行つておるんじゃないですか、たまたま事務的に設置法の提出がおいれたということではないんですか。

○政府委員(國山重道君) この防災センター、先ほど申し上げましたように、関係機関との密接な関係がございまして。特に地震予知関係などにつきましても相当な分野を担当いたしておりますので、非常に、東京におきます各機関との連絡調整その他がございまして、昨年春でございまして本館ができておりましたけれども、現在までその所長及びその直轄の管理部門一部というものを東京に残しておいたわけでございまして。今回設置法の改正をお願いいたしまして、筑波に全員を移すということにいたしましたわけでございまして。

○片岡勝治君 細かい問題ですからこの程度にしたいと思つたけれども、しかし、実際としてはすでに本館ができて、管理部門も研究部門もすでに移つておることですから、これはもつと早く事務的に事を進めて、特に防災関係の仕事でありますから、これはもつと機敏に対応すべきではないかということを感じました。

この際、もう少し基本的な考え方を伺いたしたいんですが、この科学技術庁の設置そのものは日本では歴史も新しいわけでありまして。たまたま時期としては高度成長期という時期でありまして、言つてみれば日本の経済成長の基礎をなす科学技術の研究といつて、何かに主眼が置かれてきたような率直に言つて気がするわけでありまして。そういうところから、現在研究部門として、付属機関としては航空宇宙関係、金属材料あるいは放射線、防災関係、無機材料研究、資源調査、原子力関係、こういうものを付属機関として持つておるわけですね。これは科学技術庁としては、将来はどういう、何か別にさらに領域を広げる、あるいは新たな研究テーマを設定して科学技術の研究に当たる、そういう将来計画といつて、そういうものがあつたららお聞かせいただきたいと思つてます。

○政府委員(半澤治雄君) 科学技術庁に設けられております試験研究機関は、御案内かと思つておりますが、各省庁が設けております試験研究機関のようには所管事業に直結するような試験研究と申しますよりかは、これらに共通する基盤的な試験研究、あるいは各省庁に重複して持つことが不適当と思つたので大型施設を設けまして、それを共用に供するといった役割りを持つておるわけでございまして、こういう立場での試験研究を今後とも進めるわけでございまして、現在私どもが持つております試験研究機関のほかに新たに研究機関を設けるといふ考え方は、当面はございません。行政簡素化といふこともございまして、現在でございます試験研究機関を有効に活用していくことによつて、その基盤的な、基礎的な研究は当面は可能であらうといふふうな考えでございまして。

○片岡勝治君 先ほどもちよつと触れましたように、私も素人考えでこの科学技術庁の研究領域を見ますと、さつき言ったように、直接経済成長といつて、どこに何か主眼を置く、もちろん直接間接それが将来国民の生活に結びついていくということとはわかりませんが、そういうところから、重点が置かれてきたような気がするわけですね。これは昨日ですか、読売の社説にも「改革を迫られる科学技術行政」といふことで社説が載つておりました。その中でも一部この点が指摘されておりました。たまたまエネルギー問題につきましても、大変深刻な事態がやがて来るのに日本の科学技術といふものは原子力中心といふことで、他のエネルギーの問題についての科学技術の研究行政といつて、そういうものが見られない、こういう指摘がございまして。私も率直に言つて、エネルギー問題といふのは政府の方針は原子力中心である。もちろん原子力を平和的に利用するといふことについては私もこれを否定するわけではございませんけれども、しかし大変重大な問題をはらんでおる原子力問題でありますから、これについては相当慎重に對処しなければならぬ、同時に、他のエネルギー問題についても積極的に取り組む姿勢があつていいのではないかと、いふふうな考えでございまして。あるいはまた、環境基準の目標値を決めながら、その達成に必要な技術開発政策は作成されておらない。つまり、われわれの環境基準といふものはかくあるべきだといふことが一応定められておるが、それで、その環境を維持するために一体どう

するといふ役割りを持つておるわけでございまして、こういう立場での試験研究を今後とも進めるわけでございまして、現在私どもが持つております試験研究機関のほかに新たに研究機関を設けるといふ考え方は、当面はございません。行政簡素化といふこともございまして、現在でございます試験研究機関を有効に活用していくことによつて、その基盤的な、基礎的な研究は当面は可能であらうといふふうな考えでございまして。

○片岡勝治君 先ほどもちよつと触れましたように、私も素人考えでこの科学技術庁の研究領域を見ますと、さつき言ったように、直接経済成長といつて、どこに何か主眼を置く、もちろん直接間接それが将来国民の生活に結びついていくということとはわかりませんが、そういうところから、重点が置かれてきたような気がするわけですね。これは昨日ですか、読売の社説にも「改革を迫られる科学技術行政」といふことで社説が載つておりました。その中でも一部この点が指摘されておりました。たまたまエネルギー問題につきましても、大変深刻な事態がやがて来るのに日本の科学技術といふものは原子力中心といふことで、他のエネルギーの問題についての科学技術の研究行政といつて、そういうものが見られない、こういう指摘がございまして。私も率直に言つて、エネルギー問題といふのは政府の方針は原子力中心である。もちろん原子力を平和的に利用するといふことについては私もこれを否定するわけではございませんけれども、しかし大変重大な問題をはらんでおる原子力問題でありますから、これについては相当慎重に對処しなければならぬ、同時に、他のエネルギー問題についても積極的に取り組む姿勢があつていいのではないかと、いふふうな考えでございまして。あるいはまた、環境基準の目標値を決めながら、その達成に必要な技術開発政策は作成されておらない。つまり、われわれの環境基準といふものはかくあるべきだといふことが一応定められておるが、それで、その環境を維持するために一体どう

するといふ役割りを持つておるわけでございまして、こういう立場での試験研究を今後とも進めるわけでございまして、現在私どもが持つております試験研究機関のほかに新たに研究機関を設けるといふ考え方は、当面はございません。行政簡素化といふこともございまして、現在でございます試験研究機関を有効に活用していくことによつて、その基盤的な、基礎的な研究は当面は可能であらうといふふうな考えでございまして。

○片岡勝治君 先ほどもちよつと触れましたように、私も素人考えでこの科学技術庁の研究領域を見ますと、さつき言ったように、直接経済成長といつて、どこに何か主眼を置く、もちろん直接間接それが将来国民の生活に結びついていくということとはわかりませんが、そういうところから、重点が置かれてきたような気がするわけですね。これは昨日ですか、読売の社説にも「改革を迫られる科学技術行政」といふことで社説が載つておりました。その中でも一部この点が指摘されておりました。たまたまエネルギー問題につきましても、大変深刻な事態がやがて来るのに日本の科学技術といふものは原子力中心といふことで、他のエネルギーの問題についての科学技術の研究行政といつて、そういうものが見られない、こういう指摘がございまして。私も率直に言つて、エネルギー問題といふのは政府の方針は原子力中心である。もちろん原子力を平和的に利用するといふことについては私もこれを否定するわけではございませんけれども、しかし大変重大な問題をはらんでおる原子力問題でありますから、これについては相当慎重に對処しなければならぬ、同時に、他のエネルギー問題についても積極的に取り組む姿勢があつていいのではないかと、いふふうな考えでございまして。あるいはまた、環境基準の目標値を決めながら、その達成に必要な技術開発政策は作成されておらない。つまり、われわれの環境基準といふものはかくあるべきだといふことが一応定められておるが、それで、その環境を維持するために一体どう

していけばいいのかという科学技術の方面についてはほとんどないがしろにされているということが指摘されているわけであります。そういうことを考えますと、科学技術のこれまでの領域というもの、いわば産業優先、そういうところにあるのではないかと、もう少し国民生活に直接結びついている点について積極的な姿勢を示すべきではないかと思っておりますが、これについてひとつ長官の見解を承りたいと思っております。

○政府委員(大澤弘之君) 大臣にお答えいたす前に、ちょっと私もやっております仕事の中身を御説明させていただきますと思っております。

いまの先生のお話に関連しまして、科学技術庁は総合調整的な役割をすることが設置法上の任務でございます。そのほか、先生いま御指摘のように、原子力とか宇宙あるいは海洋といった、先導的、基盤的とも申しておりますが、そういう分野の実際の研究開発を進めていく、ごく簡単に科学技術庁の役割を申し上げますと、そんなふうになっておるかと思っておりますが、科学技術は大変広がっておりますので、科学技術に関しまして、そのすべての研究開発というものを科学技術で担当するというわけにはまいりません。それぞれ既成の省庁におきまして、多くの国立試験研究機関あるいはその各省庁が所管をいたしますことにつきまして、科学技術の研究開発というのがございますので、そういう面でも、各省庁が研究開発に、あるいは科学技術の振興に一生懸命になっていただいております。面につきまして、総合調整と申しますか、総合的に振興を図っていくかなきゃならないことの施策を行っていくというふうな役割を担っておりますものと考へておるわけでございます。

そういうことで、まず先生、ただいま読売の昨日の社説のお話ございましたが、総合的な見地におきましては、科学技術が事務局をいたしておりますものに科学技術会議という、これは総理を議長といたしますところの諮問機関がございます

して、これがわが国の科学技術政策の基本ということについての取りまとめをいたしておるわけでございます。ごく最近におきましては、昨年の五月に、長期的展望に立ったわが国の科学技術政策の基本について、ということでの答申を科学技術会議がまとめておりますが、これは、五十二年の五月以降、大体十年間にわたりますところの日本の科学技術政策の基本というものを述べておるものでございます。

この中におきまして、これからの科学技術の振興の方向はどういう方向が大事なのかという指摘をいたしておるわけでございますが、それで、まず第一に挙げておりますのは、ただいま先生御指摘がございましたような、エネルギー、資源という、これからの日本にとりまして大変重大な問題について、それを克服するための科学技術ということが大変大事な方向だということも指摘をいたしております。また、国民生活に非常に科学技術が貢献をしなければならぬということも先生御指摘のとおりでございます。これを第二に挙げておりました。国民の福祉の向上といった方向でのいろいろな科学技術の展開が大変大事である、こういう指摘をいたしております。

それで、ただいまお話がございましたエネルギーの研究開発の面につきましては、科学技術庁は最初に申し上げたようなことでございますので、すべてのエネルギー研究開発というのを科学技術庁が所掌して進めておるというわけでございます。科学技術庁は原子力ということにつきまして、当初からやっておりますものでございますので、原子力の研究開発につきましては科学技術庁が取りまとめをし、推進も図っておるわけでございますが、その他のエネルギーの研究開発——自然エネルギーの研究開発なりあるいは化石燃料——石炭の高度利用と申しますか、あるいは省エネルギーの面におきます研究開発とかいうようなことにつきましては、俗に言われておりますサンシャイン計画とか、あるいはムーンライト計画と言われているようなもので通産省がもっぱら推進

をしておるといふようなわけでございます。しかし、その基盤的な分野、たとえば科学技術には先ほどお話がございましたように、金属材料技術研究所とか無機材料研究所というようなものがございます。エネルギーの研究開発につきまして、やはりこの科学技術の上では材料問題ということが一番革新的な技術を求める道でございます。そういう意味から、たとえば非常に温度の高い材料の開発、あるいは超電導と申しますか、核融合あるいは超電導といいました、これからの新しいエネルギーの研究開発に寄与する面での材料の開発、極低温材料の開発とか、あるいは超電導材料の開発とか、そういう面でのものは、つまり直接に、何といいますが、テーマを掲げたエネルギーの研究開発ではないのでございます。けれども、将来のエネルギー開発にとりまして非常に基底的であり、かつ非常に重要な面についての材料の研究開発は科学技術庁のそういう研究所でやっておりますというふうな状況でございます。したがって、太陽エネルギーとか、あるいは波のエネルギーとかいうようなところで、先導的な分野あるいは基盤的な分野がございましたら、そういうことにつきましては科学技術庁が一生懸命になってやっておりますというふうに御理解をいただけたらと思っております。

また、国民の生活に密着したような面での環境基準の目標の達成というふうなことについては、御指摘がございましたが、これにつきましては、ただいま申し上げましたこの科学技術会議の答申におきまして、これを作成いたしましたときに、各省庁と連絡を十分とっておるわけでございますが、その連絡といえますか、打ち合わせ、計画の策定の結果、そういう環境目標の達成をしていくための科学技術の研究開発の分野としまして、あるいは課題としましては、どういふ課題が重要であるかというふうな指摘もこの答申の中に入っております。ただ、実際上は環境基準目標の達成につきましては、やはり主として通産省にならうかと思っておりますけれども、それぞ

れは、各省庁が掌握している研究開発の分野がございまして、そこで、推進と申しますか、実際の実施はやっていたらいいお話をさせていただきます。科学技術庁としてはその面については総合調整というふうな見地から、大事な課題を抽出して、それを担当省庁で進めていただく、こういうふうなやり方をしておるといふようなことでございます。

○片岡剛治君 科学技術庁の任務、役割というものは必ずしも完全に独立しているとは思いません。各省庁に関連している事項と重複しておりますから、その辺の整理がむずかしいと思っております。しかし私は、いまお話がありましたけれども、たとえば環境基準のような問題につきましても、たとえば通産省が実際にやっておりますようにありますけれども、むしろそういうものは私はこの科学技術庁の方、あるいは環境庁ですか、そういうところでやるべきじゃないですか。たとえば自動車の排気ガスの問題等につきましても、従前は通産省がやっておった、いわば企業の発展を促すという省庁でやっておりますから、なかなか——反面規制をしていかなければならぬ、そういう行政もやるといふことですから、むしろ私はそういう意味では、科学行政というものをそうした点から切り離して、がっちりここでやっていく、そういうことによつて国民生活を守っていくという行政姿勢が私は必要だと思っております。

それで、科学技術が直接研究付属機関を持つてやる仕事、もう一つはいまお話がありましたように総合調整の問題があるわけでありまして、この総合調整がいわば日本の科学技術行政の指導的な役割を果たすべきだろうと、こういうふうな考えます。だから、エネルギーの問題等については、もう一つは総合調整という機能の中で、もつと非核、つまり原子力によらない、そうしたエネルギー開発というのについても、私は積極的に取り組むべきではないか。この社説の中にも、予算を具体的に提示して、わが国が非常に非核エネルギーに対しての取り組みがヨーロッパ諸国に比べて弱いという点が指摘されておるま

す。こういう点はひとつ今後十分検討していただきたいと思うわけでありませぬ。

時間がありませんから、私は最後にもう一つだけ伺いたいと思います。

いま科学技術庁に審議会がございませぬ、いまだどういふ審議会があるかという、三つ四つありますが、今度これが整理されますね。これは別に法律案が出ておられますけれども、ちょっとそのことをお聞きしたい。

○政府委員(半澤治雄君) 現在、審議会、調査会、航空技術審議会、電子技術審議会、資源調査会、発明奨励審議会、この五つがございませぬが、今回の合理化の見地から発明奨励審議会は廃止いたします。それから、航空技術審議会と電子技術審議会を統合合理化いたしまして、これを一本の審議会を一本化するということでございます。

○片岡勝治君 科学技術庁ですから、最も科学的、合理的にその行政も運営されていたら私は思うんですけども、今回の審議会の整理に、まあ言葉は悪いんですが、やり玉に上がって、発明奨励審議会はやめなさい——恐らく何にもやってもなかったんじゃないですか、これは。それから航空技術、電子技術、こういった審議会が統合される、この領域は、航空技術と電子技術、まあ似たようなところもありませんけれども相当違った領域もありませんね、これが統合されるということですから、私は統合そのものについてあえて反対をするものではないけれども、科学技術庁たるものが、最も科学的に合理的にこうした行政もやっていくべき省庁で、統合される、廃止されるということについて、私はちょっと不可解な感じを持つわけなんです。これは意見ですから、それだけ申し上げて、この法律案そのものは別に出しておきますから、あるいはそのときにまた伺いをするかも知れません。少なくとも今後は審議会を置く以上、その機能が十分発揮されるように、それが、こんなものは廃止しなさいと言われぬように

に、ひとつ審議会の機能を十分発揮できるように努力をしていただきたい、このことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○黒柳明君 この設置法、研究所とセンターが移転するということですけど、金属材料の研究というものは、世界的に言ってわが国の開発はどの程度の水準までいってございますか。

○政府委員(杉浦博君) 私どものひとり合点かもしれませんが、金属材料研究所でやっております研究を常時管理いたしておりました感じは、非常に、世界中の中でも相当いいところへいつていると、こういうふうな考えております。その一つの表例を申し上げますと、これは先ほど計画局長の答弁にもございましたように、温度が非常に低くなってまいりまして、絶対零度になると、いわゆる電気抵抗がなくなるというような金属を発見しまして、バナジウム3、ガリウムと申しますが、これで非常に強力な磁石ができるというふうなことで、研究員は恩賜賞なんかをもらっておりますけれども、現在筑波にそういった実験棟をつくりまして、いわゆる超電導の分野については非常にすぐれておると思っております。それから、そういった技術を今後使います、IEA、要するに国際機関の中でもいろんなテーマが出てくると思っておりますけれども、そういったテーマに対しても対応できるという感じを持っております。

それから、粉末冶金でございますけれども、これは非常に複雑な形状の冶金技術、こういった面につきましまして、一たん金属を粉末にいたしました、それで成形をするというふうな技術もこの金属材料研究所から生まれてきておりました、そういった意味で、われわれとしては今後ますますこの分野について、先ほどいろいろございましたように、エネルギーの分野でも、それから国民生活の分野でもがらばらうじゃないかというふうな話を進めております。

○黒柳明君 新しいところに移転して、ますます環境がよくなるわけで開発が進むと思うんですが、先般問題になった核衛星、原子炉衛星、あれ

はアメリカ関係ではああいうのはまだ飛んでいるんですか。

○政府委員(國山重道君) 原子力衛星につきましては、アメリカで現在二十個原子力装置を積んだ衛星が飛んでおると聞いております。そのうち、この間のコスモス954号のように、いわゆる原子炉を搭載しておりますものは、たしかもう十数年前に落ちたと思っておりますが、に上げましたものが一個ございまして、そのほかにつきましてはいわゆるアイソトープ電池を積んだものである、このように承知しております。

○黒柳明君 まだ一個だけアメリカ関係で飛んでいるわけですね、いまのお答え、一個だけ。今後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星というものは打ち上げ計画はないんですか。

○政府委員(國山重道君) 新聞等で今後は原子力搭載衛星の研究が進められるというふうな話を聞きますが、正確に今後どういふ計画を持っておりますかというところは承知いたしておりませぬ。

○黒柳明君 八二年のガリレオ計画というんですか、あれは核を積んだ衛星ですね、アメリカのガリレオ計画というんですか、たしか八二年に打ち上げる……

○政府委員(國山重道君) 申しわけありませんが、その計画については承知しておりませぬ。

○黒柳明君 あのアメリカの一個飛んでいる核衛星、それから八二年に計画するガリレオ計画、この安全性と、ソ連の場合にはアメリカの情報機関も非常につかみにくいって書いてありますけれども、この安全対策に対する違いなんというのはいやっぱりつかんでおるんですか。

○政府委員(國山重道君) 先般三月でございましたが、国連の宇宙空間平和利用委員会の科学技術小委員会というものが開かれました、ちょうどコスモス954号の落下の直後でございましたので、御承知のように日本からも国会の御決議を踏まえまして、この原子力衛星に関する非常な懸念を表明いたしました、その禁止の可能性を含めた検討をすべしということをやったわけでございますが、その際にアメリカからは、若干現在の原子力装置を積んだ衛星に対する安全措置の説明があったようございませぬ。その際には、この原子力衛星につきましましては、たとえばアイソトープ電池を積んだようなものは、この放射性物質が拡散しないように密封したまま落下するという方式でありますとか、あるいは衛星が寿命を、あるいは故障を起したような場合には、高い軌道に上げて千年以上落ちてこないようにするとかというふうな方策がとられておるといふ説明がございました。

○黒柳明君 アメリカがその核衛星飛ばしているわけですね、これからの計画があるわけですね、それに対する安全審査委員会というのをつくって、と、国連でこういう説明があったわけですが、アメリカから聞いたわけですか、その委員会の名前何というふうにお聞きになったんですか。

○政府委員(國山重道君) これは国連にそういう委員会ができたということ……

○黒柳明君 アメリカ、アメリカカオンリー。

○政府委員(國山重道君) アメリカのこの委員会の具体的名前につきましては承知いたしておりませぬ。

○黒柳明君 これ、ロバート・A・フローシエ長官から私あてに来た手紙、下に書いてあるんです。INRSP、原子力安全審査委員会、この審

査委員会はどうかして審査をするか、安全性を保つか、さらにソ連についてはどういうふうにするかという、もうしさいにきていて、これは私たちが議員に対してこういう問題が提起されているわけであり、いわゆるソ連については、アメリカもつかめないわけで、日本の皆さん方がつかみ方がないわけで、雑誌に出てくるぐらゐのことは私たちが知っているわけですが、いわゆるアメリカでも一個飛んでいる、これからは飛ばす計画がある。それについては、アメリカ側の言い分というのは全くソ連の安全性と違う安全性の保ち方をしていると、こういう審査もつくってこういうやり方をやっているというふうに言っているわけですか。少なくとも日本の国会でも関心持ったわけですし、何かのときにおいて関心持った後は熱が冷めるといってわけじゃありません。そこをフォローするのが皆さんの責任分野です。アメリカのこの核衛星に対しては、どういう安全基準、安全を保つ方法をやっているのか、その審査委員会はこういう委員会なのか、あるいはどう安全の保ち方をソ連とは違った面で行っているのか、これは、やっぱり常時フォローする必要があります。それは、それです。むしろ私たちが聞いたときにはINRSPというものはどういふものであると、アメリカではどういふ安全の保ち方をしているか、だからアメリカについては一個飛んでいる、これからの計画については安全はこういうふうに保たれる予定だ、はずである、ソ連についてはわかりません、このぐらゐの説明してもらわないとね、長官。これは私もあのとき一生懸命文書の交換やりました。まあこれだけじゃない。そのうちのひとつ、その長官、原子力安全審査会なるものについて説明をされると述べているんですよ。ソ連はこういうものがないはずですよ。まあこれはアメリカの言い分です。ソ連だって何かあるかわかりませんよ。そういうのが長官から私あてにきてるわけですから、ひとつ話題になったときの問題だけではなくして、当然話題にならないときに、現に飛ん

でいるわけで、またどっかで落っこつたとき話題になった、そのときまた国会でというわけにいきませんので、常時ひとつフォローしながら、私ごとき者でもこういうものをやるって説明してくれるんですから、皆さん方がお聞きになれば、こういう安全審査会合めまして、あるいはソ連の情報だつて知る限りのことは教えてくれるのではなからうか。まあこれは老練心ながら私も一生懸命政府・自民党のために何かお役に立つことあるならばと思つてやっているわけだ、がんばつてくさいよ。長官何かありますか。

○国務大臣(熊谷三郎君) たいま黒柳議員の大変その方面に対する御熱意のある御調査を拝承いたしました。大変敬服も申し上げ、また御参考にもしなければならぬと考へておりますので、今後ともできる限りそういう問題についても調査をさせるようにいたしたいと考へます。

○黒柳明君 防災センターの方は、自衛隊の大地震対策、まあこれは自衛隊だけじゃありませんけれども、そのことが問題になつてもう衆議院にかかつております。科学技術庁と国土庁とは当然相当綿密な打ち合わせをやつてあの立法化をしたんですか。

だれにお答えいたしたのか、こう四人見比べながらやっています。今回の特別立法につきましては国土庁がおまとめになつておられますが、われわれも十分御相談に乗つておるところでございます。

○黒柳明君 地震予知連絡会とこの防災センターとは、やっぱり常時相当タイアップしてやっています。むしろこちらの防災センターの方が主導権持つてやっていますか、予知に対しては。

○政府委員(園山重道君) 防災科学技術センターは、地震予知関係につきましてはある種の分担をいたしますことと、大型の施設の共用ということをやつておりました、具体的に防災センターが最も力を入れておられますのは東京を囲みます三つの

深い井戸を掘りました、これは大体二千五百メートルから三千メートルでございますが、御承知のように関東地方、堆積層が厚ございまして、いろいろな雑音が入りますので深い井戸を掘つて、その底に非常に高感度の微小地震計を入れます、そして関東地方における地震の前兆現象をつかまえるようこの努力をいたしておりました。現在すでに二本の井戸が完成し、三本目の井戸の掘削に取りかかっています。これは、地震予知の計画につきましては測地学審議会がいろいろ計画をされておられますが、その中で防災センターが受け持つておられます。その一番大きいものがいまの深井戸の観測でございます。そのほかにもいろいろ微小地震計の展開あるいは傾斜計等を東海地域にも設置いたしました。地震予知全体について相当な寄与をいたしておるところでございます。

○黒柳明君 あの、関東、特に南関東、ちよつと話がこつちへいっちゃいますけれども、防衛庁の方来ていらつしやいますか。——南関東地震計画ですか、きのうの朝日新聞にはこう一面でかく出ていますね、その計画が。きょう毎日見ましたら、あれは古いんであんなものはないんだな。ちよつとまあ大地震立法についても国会でまたこれから審議するわけですし、私も先般も委員会でも問題にしました。あんな地震計画、南関東に対しての地震計画、なかなかその中で朝日新聞が問題にしていたのは、自衛隊が宮内省と内閣総理大臣をいざとなつたときはヘリコプターで何か要請の個所に御移動させていた。カメラで防災の状況を撮つて、なかなか皇居の中も撮らせていた。さかしたとか、こういうふうな文章があつたとか、さかしたとか、さかしたとか、それはどうなんですか。

○政府委員(上野隆史君) 昨日の一部報道に關しまして御質問でございますが……

○黒柳明君 一部報道——朝日新聞。

○政府委員(上野隆史君) その朝日新聞で、これは一面トップ、左側に十一段抜きですか、「自衛隊震災派遣計画明るみに」というようなことで、大変私もびっくりしたわけでございますが、実はこの朝日新聞が昭和四十六年三月九日に、ちよつとこの中で触れております、いわゆる大地震火災が発生した場合の自衛隊の災害派遣計画というものを防衛庁が発表いたしましたときに、同じく一面トップに左側に、これは八段か九段でもつてやはり同じような場所でもつて大きく報道しております。したがって、何か自衛隊がこういう計画を隠しておつて、それが今回明らかになりました。衆議院の審議の段階でもつて明るみに出たというようなことではないということをまず申し上げたいと存じます。

それから、この計画でございますが、この計画は昭和四十六年、大都市震災対策推進要綱というのが中央防災会議で決定されました。当時、ちよつとロサンゼルス地震がありました。ちよつと今日と同じように、震災に対します、地震に對します何と申しましようか、関心が高まつていたときでもございまして、自衛隊といたしまして、何かこういう大震災が発生した際の統一的な指針といたしまして、総合的な中央でつくつた指針というものが必要ではないかというのを考へまして、自衛隊の災害対処の準備にする「大震災火災が発生した場合の自衛隊の……」

○黒柳明君 そういふことはいよいよ、科学技術庁の所管だから。要するに、その中の官様、総理大臣、政府要人、国会議員、公明党はだめだといふだけだけを言つてくださいます、そこだけを、どうなつていふのか、いま。

○政府委員(上野隆史君) 災害に対する準備としての作成したものでございます。

そこで、たいま先生御指摘のこの計画でございますが、これは国会議員数名の方、十人近くの方からの御要請もありまして差し上げておりますし、私もすでに明るみになつておると思つておるわけでございますけれども、公になつておると思つておりますが、この中の御指摘のくだりです

は一面トップ、左側に十一段抜きですか、「自衛隊震災派遣計画明るみに」というようなことで、大変私もびっくりしたわけでございますが、実はこの朝日新聞が昭和四十六年三月九日に、ちよつとこの中で触れております、いわゆる大地震火災が発生した場合の自衛隊の災害派遣計画というものを防衛庁が発表いたしましたときに、同じく一面トップに左側に、これは八段か九段でもつてやはり同じような場所でもつて大きく報道しております。したがって、何か自衛隊がこういう計画を隠しておつて、それが今回明らかになりました。衆議院の審議の段階でもつて明るみに出たというようなことではないということをまず申し上げたいと存じます。

が、これは「救援のための指揮連絡」という項目がござります。そこで、その中に第一項目、指揮連絡網を設定する。第二項目、「航空機による指揮、連絡」という項目がござります。その第二項目の中に「V I Pの緊急輸送」という項目がありまして、そこに使用予定機数はヘリコプター約十ないし十四機、それから「活動内容」として「官家、総理大臣をはじめ政府要員等を要請により所要の個所に輸送する。」と、こう書いてござります。

○黒柳明君 そのくだり。

○政府委員(上野隆史君) いま申し上げましたのは大きな第二項であります、大きな第三項に、「人命救助活動」という項目がござります。その第一項に、「東部方面隊を主体として、これに海自、空自が協力し人員、車両、航空機艦艇を投入して可能な限り救助活動を実施する。」というふうに書いてござります。それから、「人命救助活動」と、それからたまたま申し上げました「救援のための指揮連絡」の項目を分けてござります。その前者「指揮連絡」の項目の中にそういう要人輸送ということ、V I Pの緊急輸送ということとでそういう項目がござります。

○黒柳明君 だから、そのくだりさ。もうちょっと詳しく説明してくださいというわけ。政府要人はどこまで。長官入るの、科学技術庁長官。

○政府委員(上野隆史君) この政府要人、これは「総理大臣をはじめ政府要員等」ということでござりますが、そもそもこの項目の趣旨は、大震災が発生いたしました場合に、まず何よりも中央防災会議等が当然設定されます。ござります。それが、そういうところに集まって指揮救援活動をする掌に当たる方々、総理大臣を初めということとござります。そういう方々及びそのスタッフと申しませうか、仕事の手伝いをする人方をそこにまず緊急に集まってもらうという趣旨でこの項目ができたものと理解しております。

ただ、そういう御説明ですと、じゃなぜ官様が入っておられるのか、官様が指揮、救援活動をするのか

と、指揮をとるのかというお話になります。……

○黒柳明君 いや、そんな質問してないよ。

○政府委員(上野隆史君) 何分にも七年前につくりましたものでござります。そこら辺のいきさつはちょっとまづびらかにしてないわけがござりますが、この項目の趣旨は先ほど申し上げましたような趣旨でつくったわけがござります。

○黒柳明君 議事録に残さなきゃ。いま言ったこと、ぼく質問してませんよ。なぜ官様が入るなんて質問してませんよ。それだけきちつと議事録に残してもらわないとさ。私質問してない。自分で勝手に言ったんだから。

そうすると、ヘリコプター十から十四機って、非常にそこだけ明瞭なんです。十台から十四と書いてあるんでしょ。そうすると、災害対策に對して指揮をとる要人ないスタッフ、その人数を計算するから十ないし十四という台数が出てくると、このように推測せざるを得ないですね。素人考えです。だから、そうなるに相当やっぱり綿密に指揮をとって、必要な人は、総理大臣初めどういふ大臣であつて、そのスタッフ何名かぐらゐのことは出てないと、プランになってないと、その十から十四というヘリコプターの台数が出ないと、これはもう当然でしょうね。官家がはっきりしないというのはいいですが、私もはっきりしないので、官家どうなんだって聞くつもりはないんです。いまのことは相当はつきりしているんじゃないですか、政府要人ないスタッフの数、メンバーというのは、それもまだはつきりしないんですか、何となくですか、おつくりになったのは。

○政府委員(上野隆史君) この当時は、地震は急に來ると考えておつたわけがござります。そのときに……

○黒柳明君 いまだって急に來るよ、あんな。ナマズが笑つてる。

○政府委員(上野隆史君) お言葉を返すようですが、いまはこの地震予知というものが大変発達いたしまして、そしていわゆる大規模地震対策特別

措置法ができるそのものは、地震の予知の何といいましようか、技術的な進歩があつたということ、あらかじめ予知をして、そして自衛隊もその応分のお手助けをするということ、あらかじめ予防災ということ、出動を命ぜられるというふうになつておると理解しておりますが、この当時は、現在に比べますと、予知ということが余り現在ほどはつきりしておらなかつたという意味で私は申し上げたわけがござりますが、何はともあれ、地震が起きましたと、その場合に、緊急に使用可能なヘリコプターは何機あるだろうか、それを出しまして、その数から、全部がそのV I Pの輸送に当たるというわけにはまいりませんから、情報活動その他いろいろござりますから、そういうようなものに充てるのはどのくらい割かなければならないであろうかということから計算していきまして、このV I Pに充て得るのはせいぜい十ないし十数機だということになる計算をしたわけがござります。

○黒柳明君 わかりました。約束の時間十五分がもう六分過ぎちゃつたんですね。防衛局長どうか逃げちゃつたんですね。代理で來たんで申しわけないんですけれども。そうすると、それはもうその当時、地震がいつ來るか、急に來た時分と、いまはナマズがちゃんと予告している時代だから時代が変わつていまして。そうすると、それも当然また考え直すと、これが結論になるわけですか。それだけ聞いて……

○政府委員(上野隆史君) この具体的な救援に充て得る人員、装備等の数につきましては、これは逐年それぞれと……

○黒柳明君 いや対象、対象、対象だ。

○政府委員(上野隆史君) 當たつておりまして、その数を国会議員等の方には御説明しておりますが、こういう対象等につきましても、またこの文言等につきましても、現在の七年たつた目で見ますと、やはり舌足らずの点、あるいは明らか誤植のような点もござりますので、そこら辺を総合して、新しい計画をつくりかえるというつもりで

検討を進めているところでござります。

○黒柳明君 済みません、時間延長しちゃつて。

○山中郁子君 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の審議に当たつて、私はかねてから問題意識も持ち、また具体的な要望も多く受けております。婦人研究者の待遇改善の問題について、初めに政府の見解をただしたいと思ひます。

その前に、日本の科学技術研究者の待遇問題など、いろいろの資料を見ますと、人数的には研究者、これは七四年の資料ですけれども、

〔委員長退席、理事原文兵衛君着席〕

二十九万二千九十七人。国際比較をいたしますと、人口一万人当たりの研究者数の数字を比較して見て、日本が二十一一人、アメリカが二十六人、イギリスが七・八人、フランスが十一人、西ドイツが十四人と、こういうことになっております。研究者数で言えばかなり国際的にも強力な実態だということは言えると思ひます。しかし、問題は研究費とか、あるいは待遇の面で国際比較をしますと、相当おくれつていまして、これは否定できません。研究費の数字をちょっと挙げますと、これは科学技術白書の数字ですからそれらでよく御存じだと思いますが、研究者一人当たりの研究費で、日本の場合八百一十万円、アメリカが千八百三十三万円、イギリスが二千四百五十万円、フランスが千八百四十八万円、西ドイツが千八百四十三万円と、こういうことで全部日本の二倍以上の研究費になっております。待遇の方も、時間の関係で数字は省略いたしますけれども、そういう立ちおくれがあるということは技術庁がどこよりも一番よく御存じだと思ひますが、この点については日本学術会議などからも要望だとか、そうした申し入れなんかが出されていまして、新しいのは六号答申ですか、毎回科学技術振興のための主要な一つの問題として待遇改善問題が指摘をされているところだと思ひますので、まずこの点について、初めに科学技術庁長官の見解をお

伺いたい。

○政府委員(大澤弘之君) 大臣にお答えいたいただきます前に、数字のごさいますので。

ただいま先生御指摘の数字は、私も白書その他に掲げております数字でお話のとおりかと思おきます。日本は先生御指摘のように、研究者の数におきましては実は大変多うございまして、これは一つには研究者の定義と申しますか、日本は日本なりの定義、アメリカはアメリカなりの定義を持っておるわけでございます。たとえはアメリカの研究所では、先生も御承知かと存じますけれども、研究者と、いわゆる研究補助者と申しますか、その比率が非常に高うございまして、研究者一に對して研究補助者は三ぐらゐの、そういう比率にアメリカの研究所は一般的になつておるわけでございます。日本の研究所はむしろ大変それが逆のような形になつておりまして、研究者が三、研究補助者が一と、こういうようなことになつておるのでございますが、仕事の実態的な点から見ますと、必ずしもこの定義が私もびしやんとしているというふうなことは思えないのでございませぬが、しかし、それぞれの国で統計といひますか、定義を下してやっておるものでございませぬので、端的に申しますと、アメリカの研究者と實質の日本の研究者というふうなことにいたしますとかなり数は減少してくるのではなからうか、こういうふうにごさいます。したがらしまして、研究者一人当たりの研究費というのをそういう意味で見ますとまた数字が動いてくるというふうな面があるわけでございます。しかし、それはそれといたしまして、人口当たりの研究者数から見まして、こういうぐらゐの研究者がアメリカ並みの研究費を持つて、そして研究をしていくということが、わが国の科学技術の振興上大変大事であろうと私も考へておりますので、そういう意味合ひにおいて、研究費の増加ということにつきましては、逐年、先生御指摘のように白書とか、あるいは六号答申とかいうような機会でごさいます、かつまた来年の予算の要求におきまして、科学技術庁

を初め各省庁で努力をいたしてきておるところでございますが、現状はいまのとおりでございます。今後とも私どもこの点は努力をしてまいらなければならぬものと、こういうふうにごさいます。

○國務大臣(熊谷三郎君) ただいま局長から大體申し上げたとおりだと存じますが、研究費なり研究者の定義、範囲、そういうものがストレートに比較のできない面もあると思ひますので、正確なことは十分わかりませんが、しかし、いづれにいたしましても、われわれといたしましては研究者の数、質、あるいは待遇その他の面につきまして、決してこれと十分と思つておりませぬので、今後とも機会あるごとくあらゆる面からあらゆる場合に應じまして、数なり質なり、あるいは待遇なり研究費なりをもつと増進してまいらねばならぬと、このように考へております。

○山中郁子君 結局、研究者の研究費問題を含めた総合調整の役割を科学技術庁が持つことになつていられたいと。たとえは日本学術会議の具体的な窓口も科学技術庁が当たられてはいたしません。そういう点で、いまもちろん積極的の充実、待遇改善のために努力するという御答弁でいたされたい。それは表面向きだけの御答弁ではなくて、實際に逐年そうした成果が上がるような、単なる調整機関であるというだけじゃなくて、科学技術庁でそこそこ責任は持つておるんだということをはつきりとして取り組んでいただく必要があると思つております。

それで、そういう全体としても、国際比較からいってもそういう状態だし、いま局長が答弁されましたけれども、私はその補助者の問題自体もかなり問題があると思つております。で、これがまた婦人研究者の問題にも直接関係してくるわけなんですけれども、婦人研究者はまさにその補助者というところにかなり多くためらわれているみたいで、昇格昇任の問題、一本立ち、そういうことについて大きな隘路がありませぬ。いろんな点から婦人研究者が、研究者全体の待遇の問題、地位

の問題から見ても矛盾の結節点になつておるといふことは言えると思ひますので、初めに婦人研究者の問題の基本的な科学技術庁の考へ方をお尋ねしたいわけなんですけれども、その前に私はぜひこれは強調もし、認識を深めていただきたいと思つておきます。それは、認識が余りないんじゃないかというふうにごさいますのでいろいろお話を伺う中でも感ぜざるを得なかつたわけで、あえて申し上げるわけですが、たとえば、先般第三十回婦人週間に当たりました、総理大臣、それから労働大臣がそれぞれメッセージを出されておます。で、御承知だと思ひますが、婦人問題企画推進本部長の福田総理大臣のメッセージの中には、日本の婦人の果たす役割りというのはいささか変化してきたけれども、「社会の各方面において婦人の能力がいまだ十分發揮されておるとは言い難い状況にあることもまた事実であります。そのため、政府は、国際婦人年を契機として設置した婦人問題企画推進本部において、昨年一月、国内行動計画を策定し、憲法の理想とする男女の平等を真に実現し、すべての婦人が生涯を通じて、充実した生きがいのある生活を送ることができるよう社会をつくるべく努力しておるところであります。」と、こう述べられておます。それから労働大臣のメッセージには、「なかでも、男女の平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進は、まず取り上げられるべき問題」である。で、その行動計画にはどういふことが述べられておるかと言へば、まあいろいろありますけれども、この問題に

関して言うならば、たとえはこういうふうにごさいます。「婦人が従来のいゆる女子向き職種という固定観念にとらわれず能力・個性に応じて専門的技術的職業その他幅広い職業分野へ進出するとともに、自ら能力の開発に努め、」と、こういう表現になつておられますけれども、だから専門的、技術的研究者の職務分野もその中に入りますけれども、そうしたところに積極的に婦人の力を生かしていくと、こういうことが、国際婦人年の理念からいっても、それを受けた日本の企

面推進本部の立場からいっても、日本政府の国内行動計画の立場からいっても、それが一つの大きな柱になつておるわけですね。で、私は国内行動計画にもさまざまな問題点がありますし、それはかねてから指摘もしておりますからさうはあえて触れませんが、少なくとも、そうした理念に立つて婦人研究者の實際を考へるとどういふことは、かなり大きな問題点があると言わざるを得ないと思ひます。婦人研究者の問題は、まさに国際婦人年の平等、発展、平和というスローガンのそのままの問題で集中されておる問題だと思ひます。

で、平和という問題については、科学技術研究が大きなウエートを占めるというところは当然でありますし、平等、研究者が男女平等という立場でその仕事ができる、発展、つまり地位向上、社会参加ですね、そうした問題について婦人が専門的、技術的職務にどんどんその力を發揮していくと、まさに平等、発展、平和というのには婦人研究者にとつてまるごと大変重要なウエートを持つ問題だといふふうにごさいますと思ひますが、その点については、ぜひ私は科学技術庁が単に調整機関ということではなくて、科学者の待遇改善、科学技術の振興、そのための人材確保と、こういう点に照らして、しっかりとした認識と積極的な姿勢をお持ちいただかなければならぬと思つております。

で、具体的に伺ひたいと思ひますが、たとえは、学術会議が婦人研究者の問題に関して要望を出されたことは、五十二年の五月二十三日に学術会議の会長名で、要望として、婦人研究者の地位の改善についてということを出されております。で、これは先ほど申し上げましたように、科学技術庁が窓口となつてしかるべき対応をされておるはずでございますが、具体的にこの要望に對してどのような受けとめ方をされ、どのような対処をされておられるのかということについてまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大澤弘之君) 私ども、まず、ただいま最後にお話のごさいます主要望の取り扱ひのこ

とから申し上げてまいりますと、科学技術庁は、先生お話がございましたように学術会議の窓口と、こういうことになっておられるわけでございますが、学術会議は、勧告、要望、あるいは声明といった、いろいろのことをなさっておられます、それらにつきまして政府に勧告なり要望なりというようなことをなさっておられるのでございますが、私も、学術会議の勧告につきましては、窓口ということで勧告の処理のやり方を決めております。これは勧告がすべて科学技術庁だけで受けとめられるものではございませんので、各省庁の行政に全部またがるものもございませぬ。あるいは科学技術庁の関与しないものもございませぬ。窓口ということでは、学術会議とのつながりを持っておるのでございますが、勧告の内容に就いては、私どもでは各省連絡会というのを設けておいて、私どもでそれぞれの所掌の行政に就いてこれを割り振って、そうして、これは処理省庁と私どもで決まっておりますが、それぞれの処理省庁が勧告の処理に当たっていただく、こういうことをしておるのでございますが、要望につきましては、格別区別を特におこなっておりまして、一応勧告につきましても、そういう処理をしております。要望につきましては、その際にあわせて、多少二次的な感で処理をしておるといふ面はあろうかと思っております。

それで、ただいま、婦人の地位の一般的なお話、特に研究者の一般的なお話がございましたが、私どもの認識は、研究者、特に研究公務員におきましては、婦人の地位の問題というのはその他に比べてむしろ非常に問題が少ない状況になつておるのではないかと思っております。もちろん一般的なことで、まだまだ足りない面はあるのかもと思っておりますけれども、むしろ従来、私も研究者の処遇の問題というのを一般的に各省庁とも連絡をいたしておりますし、あるいはまた、各国立試験研究機関が直轄研究所長連絡会と

いうのを設けておるんでございますが、これが実際に研究所におきますいろいろな処遇上のニーズの問題を把握してまとめておるところでございませぬが、これと常時私どもは研究者の処遇の問題につきましてはお話し合いをしておるんでございますけれども、そういうところからも余り、実情を直に申し上げますと、具体的な問題として従来必ずしも提起がなかつたものでございませぬので、こういう勧告といひますか、要望が出ます以前につきましては、実はそれほどの認識を持ってはなかつたのでございませぬ。しかし、この学術会議が大変詳細な資料をつけられましたので、要望を出したいと思つたので、私どもとしてもその実態を少し調べさせていただきます。

なお、当庁の関係で申しますと、婦人研究者につきましてはやはりそれぞれの向き向きがあるわけでございます。一律に各研究所におきますところのパーセンテージというのが一律のパーセンテージにならなかならないものだというふうには思っておりません。向き向きのところでは、やはりそれなりに婦人の研究者の数も大変多くなつておるのではないかと思つておるんでございませぬ。一例で申し上げますと、当庁科学技術庁の放射線医学総合研究所というところにおきましては、婦人の研究者が働く分野が大変多いというところでございませぬ。その比率が二六％に達しておるという状況でございまして、研究者という意味合いにおきましては、婦人がその向き向きに応じましてかなり私どもは平等と申しますか、そういうことが確保されつつあるのではないか、こういう認識でございませぬ。

してどういふことをしたのかと、何にもしてないわけでしょう。これから実態調査をしようと思つていくぐらいなものでしょう。何にもやつてない。だから、いまこのところはぜひ間違ひなく私が言わんとしていることを理解してほしいんで、やれ意見が上がつてこないとか、問題はないという態度であな方が臨んでいたら、総理大臣がこういうメッセージを出したり労働大臣がメッセージを出したり、企画推進本部で置いて総理大臣が本部長になって十年計画というところでやりますと、国会では婦人の十年推進議員連盟もできておるわけで、この中にも入つていらつしやる議員さんいらつしやるんじゃないかと思つて、そういうふうにも重要視しているのかかわらなず一番肝心な科学技術庁がそういう官僚的なところ、事務的な態度では困るんだと、ことをとにかく前進させてほしいというのが私のいまの質問の趣旨なんです。そこは長官も局長さんたちもぜひちゃんと考えてください。科学技術庁は調整機関だからというふうなことで、事務的に問題が起これなければよろしい、何か違反してなければよろしいみたいなそういう態度では困るんだ、そのことをはっきりさせてほしいんです。

それで、企画推進本部の方の見解をお伺いしたいんですけれども、私は研究者の問題についてさまざまな問題点があると思つております。で、具体的なことを一々挙げる時間はありませんけれども、昇格昇任の問題にしても、国内留学、海外留学の問題にしても、結果的に多くのやはり格差、男女の不等等が出されて、補助員には結局婦人が多いけれども、一級職、二級職というふうにならばどんだん婦人の数が減つていくと、こういう実態がありますけれども、参事官の見解をまずお伺いしたいと思います。その婦人研究者の実態

についてです。  
○説明員(赤松良子君) 公務員全般につきまして特別活動の資料等で明らかにいたしておられますが、公務員全体につきましても先生の御指摘のような、下のランクの方に女性が多くなつておるといふ事実がかなり明らかでございます。しかし、これは即差別ということには全部がなるわけではございませんで、そういうふうな結果としては非常に下のランクの方に多く上の方に少ないと、特に上の方に多くなつておるといふふうな状態は、非常に国際婦人年の理念からいいたしまして憲法の理想からいいたしまして遠いものだとお伺いしております。

○山中郁子君 実態はそんなふうなもので、だからそこを、私が先ほどちよつと申し上げておりましたところを、私が先ほどちよつと申し上げたように、私どもは、事務的じゃなくとらえていただきたい。こゝをちよつと長官から見解というか所見を伺つておきたい。  
○國務大臣(熊谷三郎君) 先ほどから特に婦人の立場からいろいろ事情をつまびらかにされておられて、数々の御意見があつたわけでございます。また御質問もあつたわけでございます。当方からいろいろ御答弁申し上げましたが、決して問題がないというふうなつもりではございませぬので、やはりそれなりのいろいろな問題もあると思つております。今後起きてまいると存じますので、具体的ないろいろな処理につきましては、やはりどうしても平等といひますか、御婦人の立場を十分尊重する考え方を基本にいたしまして、具体的な今後の問題にも、またいままで取り残された問題につきましても、ひとつできる限りそういう考え方を取り入れてまいりたいと、このように考えております。  
○山中郁子君 これはユネスコの勧告でもはつきりと明記されている問題でありまして、ユネスコの勧告が出てから、学術会議でも多分これは申し入れだつたと思つておられるけれども、科学技術庁にしているわけでは、先ほど私は学術会議のこの婦人研究者の地位向上に関する要望に対して、科



学技術庁が何もしてないのはまずいではないかと  
いうふうにお話し上げましたけれども、

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

先ほど局長からはとにかく実態調査にはかろう  
と、こういうお話がありましたので、そのところ  
ろはひとつはつきりお約束いたしたくとも、こ  
の学術会議の要望は大体四項目になっていまし  
て、その実態調査も入っておりますが、研究者と  
しての職業的参加とその条件整備ですね、それか  
ら男女平等の問題、それから母性保護、研究者と  
それから母親としての仕事をしていく上での母性  
保護的な社会保障の充実と、こういう観点の四つ  
の項目にまとめられると思っておりますが、この学術会  
議の要望に対して、そのまま聞きおいて、どうな  
っちゃっているのかということ、お話し聞けば何に  
もやっつけないという感じになりますから、実態調  
査はすぐに取りかかっていたら同時に、この  
具体的な要求に対しても積極的に対処していただ  
くということのお約束をいたしたいと思いま  
す。

○政府委員(大澤弘之君) 先ほど御説明申し上げ  
ましたように、私も各官庁、それから直轄研究  
所長というところを通して研究者の処遇の問  
題、一般的に從來から検討してまいっておたわけ  
でございますが、今回要望が出ました後におきま  
しても、そういうところとの接点はおきま  
して、いろいろと各官庁、格別に各研究所長さんなり  
ございますけれども、格別に各研究所長さんなり  
あるいは各官庁なりが、そういうことについての  
問題提起と申しますか、そういうものがなかつた  
ものでございますので、從來そういうことでもま  
いっておたんでございますが、ただいま先生から  
御指摘がございましたので、少し様子を調べてみ  
たいと思っております。

○山中都子君 じゃ、実態調査については具体化  
をして、そして並行してこうした要望に対する対  
処ということでお約束いただけると理解してよろ  
しいですか。どうも消極的な御答弁で困るんでは  
ないですか。

○政府委員(大澤弘之君) やはり各官庁なり各研  
究所なりが十分な御協力が得られませんかと実態調  
査ができないものでございますので、私も、先  
生いま御指摘がございましたので調査をすること  
にいたしたいと思っておりますが、そういうところの御  
協力も私も期待をして調査をいたしたい、こう  
考えておるわけでございます。

○山中都子君 じゃ私は、これはぜひ科学技術庁  
にそういう立ち場とした立場でやっていたらだ  
と同時に、企画推進本部として、いまの具体的な問  
題としては学術会議の要望です、婦人の研究者の  
地位向上の問題に関する。その点のお取り組みを  
ぜひお約束をいたしたいと思っております。各省庁が  
協力してくれないと困ると、こういうふうにおつ  
しゃっております。

○説明員(赤松良子君) 企画推進本部としても、  
御相談に感じたりあるいは各省に御連絡を申し上  
げるような機会がございましたら積極的に御協力  
いたしたいと思っております。

○山中都子君 企画推進本部は、本部長は総理大  
臣ですから、ぜひ赤松さん、総理大臣の、本部長  
の代理でさう見えておるわけですので、各省庁  
に指示をして、ちゃんとその促進方を図るという  
ことで、積極的なお取り組みをお願いをしたいと  
思っております。

それで、先ほど申し上げましたけれども、局長  
の方からそれほど不平等もないし問題もないとい  
うふうなお話だったんだけれども、決してさうで  
はなく、大学の進出状況、教育関係ですね、を  
見ますと、これはアメリカのNIH、ナショナル  
ル・インスティテュート・ヘルスだから、まあ国  
立衛生研究所みたいなものではないか、その  
調査によりまして、結局日本との比較で見ます  
と、高等学校段階では同じ水準だけれども、大学  
へいくと二分の一になって、大学教官や教授では  
三分の一になってくるんですね、日本の数は。そ  
して、とりわけ修士課程、マスターコース、ドク  
ターコースになりますと四分の一というふうにな  
り、どんどん減ってくるわけですね。だから、そういう  
点で、アメリカでも決して高くないんですよ、

そういう問題意識は持っているんですね。だか  
ら、婦人をもっと積極的に参加というか、社会参  
加、地位向上を図らなさいいけなさいという問題意  
識があるんだけれども、そのアメリカと比べても  
こういうふうには日本はうんと少ないわけですね。  
それから、そういう点についてはぜひ、何か根もと  
のところからそういう結果になっている事実をし  
つかりとらえた上で、それをどうしても引き上  
げなさいいけなさい、引き上げなければ政府の言う  
婦人の地位向上ということにならないんだという  
ことをちゃんと受けとめていただきたいと思います。

それで、研究者の場合に特にそういう状況にな  
るといことは、数字でちょっと私は当たってみ  
たんですけれども、全体の公務員を見ますと婦人  
の数が一七・四％、これは人数の面から言いまし  
て、これは若干の数の違いはあるかもしれま  
せんけれども、一七・四％という数字が出ます。  
しかし、国家公務員の研究職を見ますと七％にぐ  
っと落ちるんですね、婦人の比率は。ということ  
は、つまりその研究職のところは非常に婦人が出  
にくい状況にあるという点にあらわされてい  
ると思っております。それから、教育職なんか比較的  
そういう面があるわけですね、これは国家  
公務員の教育職ですから小学校とか中学校の先生  
じゃないですよ、それでも八・四％あるんですよ。  
だから、やっぱり研究職は相当落ち込んでい  
ると、婦人の比率が。大変困難な問題があるんだ  
という点があります。で、そういう点は、ぜひそ  
うした数字からもしっかりと見きわめていただ  
きたいと思っておりますが、具体的に二、三の指摘をし  
たいんですが、たかさんの事例がありました、一  
時間弱の時間では私もとても全部ただし切れない  
んですが、先ほどちょっと触れました内地留学  
とか、それから外国留学、こういうのも圧倒的に  
婦人はチャンスがないんです。それとか、採用で  
すね、採用も皆さんが言われるには、試験は受か  
ったと、だけど同じ採るなら男の方を採るとい  
うふうに結局なってくるし、任用ですね、任用にな

ればもうほんとにそれは歴然としてくるわけ  
です。そういう点で実情をどのように把握されてい  
るか、それから、当然実情がさうした問題点とし  
てあるわけですから、その改善のためにどうい  
う施策をお持ちになっているか、そこをお伺いいた  
します。それで、あわせて数字を申し上げておき  
ますけれども、研究職の、これはある一つの研究  
所の部分抽出でだけれども、見ましたら、全体の  
数でいきますと、一等級の場合に男性の場合で言  
いますと、その男性の研究者の全体の一〇・三％  
が一等級なんです。しかし、婦人で見るとこれは  
ゼロなんです。それから二等級、これは室長と主  
任というランクになっていきますけれども、男性の  
場合は一七・五％、一三・八％それぞれありま  
す。しかし、女性の場合には九・一％、そして主  
任になると二・七％というふうな下へくると比  
率が高くなってきて、四等級になると男性は七・  
七％しかいないんだけれども女性は一三・六・四％  
と、これは公務員の場合でも、先ほど赤松さんか  
ら御答弁があったように全体の共通した問題では  
あるんですけども、もともと数も少ない上にこ  
ういう事態になっているという実態があります。  
このデータなんかお含みの上で、先ほどお伺い  
いたしました基本的な技術庁としての施策につ  
いての見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(大澤弘之君) 何回かお答えしている  
んですけど、実は私も、いままでの各省  
庁なりあるいは直轄官庁なりとあれでは、問題  
提起と申しますか、問題意識が、大変先生からお  
しかりを受けているわけでございますが、なかつ  
たものでございますので、実態を学術会議の要望  
によりまして詳細に承知しているというふうな  
ことでございまして、ただ当庁の研究所におきま  
しては、先ほどちょっと申し上げましたように  
格別の事態を感じていなかったものでございま  
すので、むしろこの実態を調べさせていただきま  
して、その上で施策その他のことを考えたいと、こ  
う思っているわけでございます。

○山中都子君 いま私が幾つかの数字も出しまし

た。実態も出しました。企画推進本部の方ではそれなりのとらえ方をしているらっしゃると思えますけれども、この問題の最後に、企画推進本部の婦人研究者の問題についての、いま私が問題提起したことに對しての御見解と、それから対処ですね、先ほど一部御答弁もありましたけれども、最後にまとめてお伺いしておきたいと思えます。

○説明員(赤松良子君) 一般的な国家公務員の婦人のことと研究職のことは特に分けて考えておられませんけれども、たとえ審議会の委員に婦人を登用するというような場合には、当然専門的な知識をお持ちになる女性の方の進出というのが非常に望まれるわけでございます。そういう意味でも、研究者の中の婦人の地位の向上ということについて私ども今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思えます。

○山中都子君 一般的にも当然問題です。共通の問題です。ただ、研究者という分野自体、それ自体がもう婦人がアプローチしていくことが困難だという分野ですので、そこを特に特別に認識もしていただきたいと思います。もう重ねて御答弁は要りませんが、留学の実態なんかぜひお調べいただいで、改善も図ってほしいと思えます。

あと、それではちょっと地震の問題について二、三お伺いをいたします。

まあ、地震問題いろいろところで議論もされておりますので、私は具体的なことでお尋ねしたいんですけども、測地学審議会からの第三次予知計画ですね、この問題がまあ二回ほど見直されてきていますけれども、進捗状況がどうなっているかということを総合的に初めにお尋ねいたします。

○政府委員(園山重道君) お答えいたします。

先生御指摘のように、測地学審議会が日本の地震予知計画というものを従来から立てておられるわけでございまして、現在はその第三次計画、第三次の五カ年計画ということで昭和四十九年から五十三年の五カ年計画の最終年度に入つたところでございます。この測地学審議会の第三次の計画

というのは、大きく分けまして全国的な基本観測という問題と、それから特別の地域、いわゆる地震の可能性のあるような特別の地域における観測と、それから新しい観測方法の研究と、こういったところが中心に計画されているわけでございまして、このうちまず全国的な基本観測、これは御承知のように地震計を各所に配置いたしました。地震の起きましたときの震源の決定あるいは地震の前兆現象としての地震を把握するというようなことを行っております。それから、さらに測量を全国的に行いまして、地殻のひずみ等がどの程度起こるかというように、さらには検潮潮の潮位でございまして、この検潮所の設置、それから測量の中で水準測量とそれから基点測量、基準測量というのがございまして、このうち測量にわたっているわけでございまして、このうち測量につきましては若干計画されているところよりもおくれを見ておられて、ただ、まあだんだんこの建議の線に近づいてはおりますが、なお相当なおくれをとっております。そのほかの地震計の配置でございまして、検潮所でございますとか、あるいは海底地震計を開発するとかいうことにつきましては、おおもむねこの建議の線に沿つた実施が行つた状況になっておると思っております。

それから特別の地域につきましては、やはり測量でございまして、地震計、特に微小地震計の配置等があるわけでございまして、これは特に大地震発生のおそれが言われております東海地域、あるいは関東南部ということにつきまして一昨年来相当な努力がなされて、特に東海地域が最も危ないと言われておりますが、この東海地域につきましては、ほぼ大地震が起りますときの前兆現象をとらえ得るであろうという状態になっておるわけでございまして。

また、新しい観測方法等の研究でございまして、これは地震波の速度が地震が起る前に変化するか、あるいは地下水の水位あるいは水質についての研究、あるいは地殻応力の測定というよ

うな問題、あるいはさらに、地震予知ができた場合のこの予知情報の伝達方法等についての研究、こういったことが現在精力的に進められているわけでございまして。

大まかに申し上げますと第三次建議と実行状況はこのようになるとお思います。

○山中都子君 いまお話もありましたし、この科学技術庁の資料を見せていただいても、特に測地測量関係が大変おくれていたんですね、数字的に見ても、これは何か特別な理由があったわけですか。そして同時に、このおくれを取り戻すための対策は、どのような見通しを持っておられるのかどうかお尋ねいたします。

○政府委員(園山重道君) 測量につきましては国土地理院が担当しておられまして、この第三次建議によりまして、全国を五年ごとで改測するというところで、これを年平均にいたしますと千二百点の改測が必要であるということでございます。これに對しまして、予算的にも、この第三次計画の初年度の四十九年度は三百点、つまり計画の四分の一程度しかできなかったわけでございまして、けれども、五十三年度におきましては約千点、九百八十五点と言っておりますけれども、予算上はこういった計画が認められておるわけでございます。ただ、実際にこれを実施いたしますときに、予算の単価との違い等によりましてなかなか計画どおり進まないというところはございますけれども、この辺につきましては、私どもも、一昨年内閣に地震予知推進本部というものが科学技術庁長官を本部長といたしまして設置されておりますので、この地震予知推進本部等におきまして、できるだけこの努力を国土地理院にも願っておるわけでございまして、その結果だんだんに年平均千二百というのに近づきつつあるということでございます。今後ともさらに努力が必要かと思っております。

○山中都子君 先ほど御答弁の中にも触れられておりましたけれども、東海地域が特別に対策が必要だということは、第三次計画の見直しの中でも

指摘をされておりますが、この特別な対策を必要とされるということに對する具体的な対応が、どう方針が出ているのかということをもう一度お尋ねいたします。

それで、あわせて、地殻変動関連の計器がもう少し、もっとたくさん置いた方がいいのではないかといろいろな指摘がありますね、専門家の中にも、これはたしか、ごく最近では先日の衆議院の科技特での集中審議だと思えますけれども、浅田先生がやはりそのように指摘をされておりますけれども、このことについての具体的な対応、対策がどうされているか、あわせてお伺いいたします。

○政府委員(園山重道君) 御指摘のように、東海地域、特に一昨年駿河湾を中心とする大地震の発生の可能性があるということでございます。それ以来地震予知推進本部で、関係官庁、大学の御協力によりまして、観測網の充実を推進してきておるわけでございます。その中身といたしましては、いわゆる最近特に気象庁で開発されました積ひずみ計というものがこの直前現象を把握するのに非常に有効であるということ、気象庁での御計画、さらには科学技術庁に計上されております特別研究促進調整費等によりましてこのひずみ計を増設したところでございまして、現在東海地域に七個のひずみ計が入れられております。そのほか微小地震の観測網でございまして、あるいはひずみ計と同時に地盤の傾斜を観測いたします傾斜計を設置するとか、あるいは潮の潮位——検潮所を増設するというようなことをいたしておるわけでございまして。さらに、これらのデータを気象庁が現在二十四時間の監視体制をしておられておまして、そこにすべて集中するというところを行つておられます。また、先生御指摘の地殻変動に関する観測を強化せよということもございまして、これは直接的にはいまのひずみ計でございますとか、あるいは傾斜計というものが有効で

ございますし、さらに基本的には精密測量というところが必要でございますので、これらについても鋭意整備をいたしております。現在地震学者の先生方の御意見でも、この程度の観測網を充実しておけば、駿河湾地震というものが発生するとならば恐らくその前兆現象をとらえることができるであろうと、こう評価していただいているところでございます。

○山中郁子君 衆議院の科技特の集中審議で浅田先生が、ことに地殻変動関係の計器はもう少し密に置いた方がよろしいと、こう言っているから、私はこのことを申し上げているのですけれども、だからやはり、いまだ万全だということではないのじゃないですか、やっぱり体制はもっと強化をしないか、やっばり体制は地殻変動関係の計器については、こういう指摘があるんだけれどもどうですかと伺っているのです。

○政府委員(園山重道君) 衆議院においての浅田先生のお話も伺いましたけれども、これは確かに御指摘のとおりでございます。現在東海地域におきます観測の結果、先ほど申し上げました前兆現象がとらえらるるであろうというの、よく言われておりますマグニチュード八前後の地震が起るならば、これは前兆現象は必ずとらえ得るだろう。ただ、この地震の規模が若干下がってまいりますと、この前兆現象の起る範囲も狭まってくるわけでございます。そういう意味でもっと密にひびみ計その他を配置すべきではないかというお話でございます。私も当面、マグニチュード八前後のものが起きるといふことで、それに対する対策をほぼしたわけでございますが、今後ともできるだけ観測を充実いたしまして、マグニチュードが八から七にならぬように、これは被害がないというわけではございませんので、できるだけ小規模な地震でもとらえられるように観測を充実していかなければいかぬ、このように考えております。

○山中郁子君 いままで地震の問題についていろいろ議論された中に、人材の確保ということ、

第三次計画でも、さっきの集中審議でもそうした問題が議論されております。それで、特に大学の講座等も強化しなければならぬと言われているので、すけれども、私はぜひ観測強化指定地域内、つまり千葉大とか埼玉大とか静岡大学ですね、もうしたところでも、こうした地震講座ですか、地震予知に関する講座の設置、それから強化を図るべきだと考えておりますけれども、実情と対応です、文部省お見えになっていらしたらお伺いいたします。

○説明員(瀧澤博三君) 地震に関する講座、地震に関連する講座をどの範囲まで見るか、いろいろむずかしい点もあるかと思っておりますが、直接地震の予知に関する講座ということで見えてまいりますと、お話しのように、いわゆる旧制帝大からの大学が中心になっておられるわけでございますが、最近のことといたしましては、弘前大学とか神戸とか高知大学とか、こういうところにも地震予知関係の講座の設置なども行われております。

講座の点につきましては、これは言うまでもないことでございますが、まずその分野を担当する研究者がそこで得られるということが前提になるわけでございまして、何と申し申しても、各大学からの具体的な御計画を文部省の方で検討するということにならうかと思っております。今後、お話しのような大学につきましても、個々に御相談をいたしまして、大学からの御計画を十分検討させていただきますと思っております。

○山中郁子君 特にこういう強化指定地域内というところがあるわけですから、そういうところでは、やはり人材確保も含めた対応をいかなければいけないと思っております。文部省が大学の見解をまわすというところは、ある意味では当然だとしても、文部省の見解としてそういうことはやっばりいかなければいけないというふうにお考えだと思っておりますが、そのことだけひとつ重ねて御答弁をいただいて、最後にもう一つは、全体のやっばり地震予知の関係をいろいろな面で充実強化をして被害をとにかく食い止めていかなければいけな

いということなわけですけれども、五十二年度の地震予知便覧によると、いわゆる地震予知関連人員ですね、これが千五百七十五名というふうになっているのです。五十二年十月時点ですね。その後、これがどのくらいにふえているのかということとで私ちょっと関心を持ちまして、技術庁に問い合わせましたら、多分一年前の数字との比較だと思っておりますけれども、直接委員、間接委員合せて八人しかふえてないんですね。私は、ふえているとはいえず、やはりこれだけ地震予知の問題が騒がれ、そして国としても力を入れていかなきゃいけないのにもかかわらず、いかに微増だと思っておりますので、この辺の見解と今後の強化の方向がありましてらお伺いしたいと思います。初めに文部省の方から一言それでは先ほどの点について。

○説明員(瀧澤博三君) 御指摘のような点、十分念頭に置かまわして検討させていただきますと思っております。

○政府委員(園山重道君) 人員でございますが、私も把握いたしておりますところは、先生御指摘のように五十二年度は千五百七十五名でございますけれども、五十三年度におきましては二十二名の増員がございまして、合計約千六百名という段階に達しておる。このうち、直接的に地震に専念している人たちが約三百五十名、このように承知いたしております。先生御指摘のように、この観測網を充実いたしますときには、やはりデータの数も多くなりまして地震予知関係の従事者というものを拡充していかなければならないと思っております。ただ、まだこの地震予知というのが多分に学術的要素を含んでおられますので、やみくもに人だけふやすということにもまいらぬかと思っております。できるだけそういう、日本は地震国というところでございまして、こういう地震予知に従事する人材の確保充実ということに努めてまいりたいと思っております。

○委員長(塚田十一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

せんか。

○委員(塚田十一郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。

○委員(塚田十一郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。

○委員(塚田十一郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。

○委員(塚田十一郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。

○委員(塚田十一郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時十四分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月九日)  
一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

昭和五十三年五月八日印刷

昭和五十三年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局